

品川区登録調査員 募集案内

統計調査は、私たちの日常の暮らしや産業の現状を正確に表し、将来を考えていくうえで重要な役割を果たしています。統計調査において統計調査員は、調査票の配布・回収・点検等、調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりを行うという、調査現場の最前線にあって重要な仕事を受け持ちます。

品川区では、令和5年度以降に実施する統計調査に従事していただける、『登録調査員』を募集します。

【登録調査員とは】

統計調査のお仕事をしていただく統計調査員として、品川区に登録していただく方をいいます。登録調査員は、各種統計調査を実施する際に従事の依頼を受け、統計調査員として活動していただきます。統計調査員は、調査の都度任命される国または東京都の非常勤の公務員となります。

1. 主な業務内容（下記は一例であり、調査によって異なります。）

- (1) 調査員事務説明会へ出席
- (2) 調査対象の確認、名簿や地図の作成、「調査のお願い」等の配布
- (3) 調査対象へ調査依頼、調査票の配布・記入方法の説明
- (4) 記入された調査票の回収、回収した調査票の検査・整理
- (5) 調査票などの調査関係書類を品川区へ提出

2. 応募の要件

- (1) 満20歳以上満73歳以下(令和5年4月1日時点)の年齢の方。
- (2) 心身ともに健全であり、統計調査に理解と熱意を持ち、責任をもって統計調査業務を完了することができる方。
- (3) 品川区内に住所を有する方。または区内での調査活動に支障がない居所の方。
- (4) 他の区市町村の登録調査員でない方。または区内での調査活動に支障がない方。
- (5) 税務・警察・選挙に直接関係のない方。
- (6) 暴力団員でない方および暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方。
- (7) 調査終了後も含めて、調査業務で得た情報等の秘密を保護できる方。
- (8) 調査員事務説明会に必ず出席できる方。
- (9) 調査書類等を指定された日時・場所に提出できる方。

3. 報酬額

1調査あたり2～5万円程度。調査によって異なります。

※ 調査員事務説明会への出席および調査に係る交通費相当額を含んでいます。

4. 募集人数

約30名（定員を上回る応募があった場合、募集期間内でも締め切る可能性があります。）

5. 申込み方法・期限

地域活動課統計係窓口にて配布する申込書（区ホームページからもダウンロード可能）に記入および写真貼付の上、**統計係へ持参または郵送にてご提出**下さい。申込期限：**令和5年1月6日（金）（必着）**

6. 説明会および面接

説明会（面接日）は申込書審査のうえ、後日お知らせします。

※1月26日（木）、27日（金）、30日（月）のいずれかを予定しております。

面接日当日は、登録調査員についての説明会（30分程度）の後、面接を行います。

7. 結果通知

合否にかかわらず、通知いたします。ただし面接を欠席された場合通知はいたしません。

8. その他

- ①ご提出いただいた申込書に記載された個人情報厳重に管理し、統計調査業務以外には使用しません。
- ②新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種調査の実施に変更が生じる可能性があります。

【問合せ先】品川区地域振興部地域活動課統計係 〒140-8715 品川区広町2-1-36 第二庁舎6階
電話 03-5742-6869（直通）